

令和4年度菊池川流域日本遺産フォトコンテストPR業務委託に係る企画コンペ実施要領

菊池川流域日本遺産協議会(以下「協議会」という。)が実施する令和4年度菊池川流域日本遺産フォトコンテストPR業務(以下「委託業務」という。)の委託事業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

1. 業務の目的

この業務は、菊池川流域日本遺産のコンセプトである「菊池川・ミネラルウォーターランド～阿蘇から有明海へそそぐ恵みめぐり～」に基づき、日本遺産の構成文化財を活用してフォトコンテストを実施することで、菊池川流域日本遺産の更なる認知度向上と交流人口拡大を図ることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名：令和4年度菊池川流域日本遺産フォトコンテストPR業務委託
- (2) 業務内容：令和4年度菊池川流域日本遺産フォトコンテストPR業務委託基本仕様書のとおり
なお、この基本仕様書は委託業務に係る最低限の仕様を示したものである。

3. 委託期間

契約日の翌日から令和5年2月28日(火)まで

4. 委託料

1,200,000円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

(上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は上記の金額と必ずしも一致しない。)

5. 参加資格の要件

本企画コンペへの参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、九州管内において本店または支店・営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、協議会を構成する熊本県玉

名市、山鹿市、菊池市、和水町から指名停止措置等の措置を受けていないこと。

- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下でないこと。
- (7) 過去2年間において、基本仕様書に掲げる業務と類似する事業を行った実績を有するもの。
- (8) 担当技術者等を当該業務に適切に配置し、かつ連絡体制を徹底させること。

※契約期間における業務担当者の変更は認めないものとする。ただし、病床、退職等の特別な場合は除く。

6. 委託事業者の決定等について

本委託業務における企画提案書の特定は、令和4年度菊池川流域日本遺産フォトコンテストPR業務委託企画コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、玉名市文化課、山鹿市社会教育課、菊池市観光振興課、和水町商工観光課からそれぞれ1名ずつの4名で構成する。
- (2) 参加者は、本要領に基づき参加の意思を表明するものとする。
- (3) 一次審査では、参加者より提出された「業務提案説明書」及び「業務提案企画書」など、要件の適否等について審査を実施する。なお、参加者が3者を超える場合には、選定委員会において審査し3者程度に選定する。
- (4) 一次審査で選定された参加者を対象に二次審査(プレゼンテーション)を実施し、最も優れた提案を行った者(以下「契約候補者」という。)を特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の議決により特定する。また、最高得点者の得点が総得点の6割に満たない場合には、契約候補者を特定しない。

7. 関係書類の交付

- (1) 公告(交付)期間

令和4年8月5日(金)～令和4年8月26日(金)午後5時まで

- (2) 交付方法

- ① 菊池川流域日本遺産ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、事前に末尾記載の発注担当に確認のうえ、書面により交付することもできる。

- ② 書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

8. 本業務の質疑応答について

募集要領及び別紙「基本仕様書」関係の質問については、下記により受付を行う。

- (1) 質問の受付

- ① 提出様式 質疑書(様式自由)
- ② 提出期限 令和4年8月19日(金)午後5時まで
- ③ 提出場所 末尾記載の発注部署
- ④ 提出方法 電子メール

(2) 質疑に対する回答

提出された質問に対する回答については、菊池川流域日本遺産のホームページにおいて、質問者を特定できなくした上で、令和4年8月23日（火）午後5時までに質問及び回答を公開する。

9. 参加表明について

本コンペに参加する意思のあるものは、企画コンペ参加表明書(様式1)を令和4年8月26日（金）までに、電子メールにて発注部署へ送信のうえ、送信した旨を連絡すること。

10. 業務提案説明書の提出について

参加者は、「企画コンペ参加申込書在中」と表記した封筒に、次に該当する資料を同封のうえ期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内必着とする。

(1) 企画コンペ参加申込書(様式2)

(2) 業務提案説明書(様式3)

業務提案の内容については、項目ごとに以下の事項について特に留意すること。

- ① フォトコンテストのPRに当たり、より多くの応募・参加者を得るためにどのような工夫がなされているか
- ② 構成文化財等の写真講座を実施するに当たり、より多くの応募・参加者を得るためにどのような工夫がなされているか

(3) 提出期限

令和4年9月2日（金）午後5時まで

(4) 提出部数

書面5部（うち一部は正本）

11. 一次審査

(1) 実施方法

書類審査により行い、その結果を参加者に通知する。なお、参加者が3者を超える場合には3者に選定のうえ、その旨も含めて通知する。

(2) 一次審査での選定基準

評価項目	技術提案書等	基準点数
会社の業務 処理能力	1. 会社の過去2年間の同種または類似業務の実績	5点
	2. 会社の当該業務に対する理解度、取組姿勢	10点
	3. 会社の業務遂行における計画性	5点
予定技術者の 施工能力	4. 業務施行における配置予定技術員の配置状況	10点
企画提案 内容	5. 【選定テーマ1 フォトコンテストPR】 提案内容の適格性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性	30点

	(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案になっているか等)、独創性(専門的知見に基づく独創的な提案がされているか等)を考慮して総合的に評価する。	
	6.【選定テーマ2 写真講座】同上	30 点
業務の保守	7.業務遂行に係る成果品および関係資料の秘密保守体制	5 点
当該業務にかかる経費		5 点
合計		100 点

※一次審査において、各選定委員の合計点の平均が上位の3者を選定し、二次審査に進めるものとする。

12. 二次審査

一次審査で選定された者は、「業務提案説明書(様式3)及びその関連資料」を基にプレゼンテーションを実施し、選定委員会のヒアリングを受けるものとする。

なお、プレゼンテーションにおいては、業務提案説明書及びその関連資料以外の資料提出は認めない。

(1) 実施日時

令和4年9月22日(木)

※時間等の詳細については、一次審査結果等の通知にあわせて通知する。

(2) 実施場所

菊池市役所 ※会議室等詳細については、別途通知する。

(3) 実施時間

1者につき30分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)

(4) プレゼンテーションの順番

業務提案説明書の提出順とする。時間と順番については、電子メールにて通知する。

(5) 説明者

プレゼンテーションは、業務提案説明書の2「企画制作の総括責任者」又は3「スタッフ一覧」に記載の予定担当者が説明することとする。

なお、特別な理由がある場合を除き、業務に携わる予定担当者の変更は認めない。また、二次審査会場への入室者は2名以内とする。

(6) その他

必要に応じてパソコン用プロジェクター、スクリーンは協議会で準備する。使用を希望する場合は予め申し出ること。パソコン及びプロジェクターへの接続器具については、各提案者で準備すること。

(7) 結果の通知及び公表

「二次審査結果通知書」を、二次審査の参加者すべてに電子メールにて通知する。

(8) 二次審査の選定基準

審査項目	審査の内容	基準点数
一次審査結果	一次審査の結果の2分の1の点数とする※1	50 点

企画提案に関する プレゼンテーション	1. 取組意欲（積極的に取り組む姿勢がうかがえるか）	10 点
	2. 説得力（分かりやすく、論理的な説明がなされたか）	10 点
	3. 専門技術力（説明内容が業務提案説明書を補完し、専門技術が認められる説明がなされたか）	10 点
合 計		80 点

※1 例) 一次審査の点数が 60 点／100 点となった場合、二次審査における各選定委員の二次審査の「一次審査結果」の項目の点数は、30 点となる。

13. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 期限までに必要な書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (5) その他、本要領に違反すると認められた場合

14. 契約

- (1) 協議会と契約候補者は、基本仕様書を基に契約内容等について協議を行い、本仕様書を作成したうえで契約を締結する。なお、本仕様書には提案内容が十分反映されない場合がある。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに契約候補者が参加資格を失ったときは、協議会は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。
- (3) 契約を締結するに当たっては、その相手方は協議会が指定する日時までに契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付することとする。なお、この契約保証金は、契約上の義務が完了したとき、相手方の請求に基づいて返還する。
- (4) (3) に関わらず、次に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が過去 2 年の間に国(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、且つこれらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。

15. その他

- (1) 本企画コンペ提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし協議会から要請された事項についてはこの限りでない。

- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 参加表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとし、その場合は、速やかに参加辞退届（様式自由）を電子メールにて送信のうえ、その旨を連絡すること。
二次審査（プレゼンテーション）に遅れた者又は欠席した者は、辞退したものとみなす。
- (6) 審査は非公開とする。
- (7) 参加者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 本企画コンペによる契約候補者との契約後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。

16. 発注担当

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地

菊池川流域日本遺産協議会観光推進部会事務局 担当：高見

（菊池市役所経済部観光振興課菊池プロモーション室）

TEL：0968-25-7267（直通） FAX：0968-25-1123

E-MAIL：kankou@city.kikuchi.lg.jp